

令和5年5月2日

保護者 様

荒川区立第三中学校長
小柴 憲一

新型コロナウイルス感染症の「診断・再登校日証明書」の医師による発行と
第五類に分類されたことによる変更並びに教育活動の制限緩和について

このことにつきまして、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる感染症法上、「第二類感染症」相当から「第五類感染症」に移行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応が、季節性インフルエンザとほぼ同様になることとなりました。

つきましては、荒川区教育委員会より通知があり、5月8日(月)より、新型コロナウイルス感染症陽性となった場合は、登校再開時には、初診時に医療機関より発行される、別紙面の「新型コロナウイルス感染症 診断・再登校日証明書」を本校にご提出いただくようお願い申し上げます。手順としては季節性インフルエンザに罹患した際と同様ですが、以下のようになります。

- 1 初診時に、荒川区医師会所属医療機関から「新型コロナウイルス感染症 診断・再登校可能日証明書」が発行されますので、保護者の方がご持参いただく必要はありません。
- 2 発行された同証明書には、医師が、「陽性反応あり・なし」「検査日」「証明書記載日」「医療機関名」「医師名(押印あり)」「発症日」「再登校可能日」が記載されています。
- 3 保護者の方は、症状軽快日と再登校日を記載して下さい。
- 4 保護者の方が再登校日を記載する際、以下の出席停止期間の条件を満たしているか必ずご確認ください。
(1)発症日を0日とし翌日から5日間が経過していること
(2)症状軽快後から1日が経過していること
保護者の方が記載する「再登校日」前日までが、出席停止期間となります。

なお、新型コロナウイルス感染症が「第五類感染症」に分類されることに伴い、教育活動等に制限を加える根拠がなくなりますが、「①子どもたちの健康状態の把握」「②適切な換気の確保」「③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」は継続いたします。

今までと異なる点で保護者の皆様にお伝えすべき点は以下の通りです。

- 1 濃厚接触者という概念はなくなります。したがって、ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患していたとしても、お子さんは登校する日となります。
- 2 「熱があるので念のため休ませる」「家族に発熱者がいるので念のために休ませる」などは、今までは出席停止扱いとしておりましたが、今後は欠席扱いとなります。
- 3 本人に基礎疾患がある、または同居人に基礎疾患のある方やご高齢の方がいるなどの理由

で「感染させることが不安なので休ませたい」とのご要望があり、それ以外に手段がないなど合理的な理由がある場合については、新型コロナウイルス感染症に限って出席停止扱いといたします。しかし、「感染してしまって家族に感染させるのが心配だから休ませる」「受験直前で感染させたくないなので休ませる」という理由だけでは合理的な理由にはならず、欠席扱いとなります。

- 4 給食準備の時間は給食当番を除いてマスクの着用は個人の判断にするとともに、今までの配膳方法に加えて、しゃもじ等の器具が食器などに触れないようにすることを条件におかわりも可とします。ただし、当面、座席は前向きとします。

これらの制限緩和等により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が誘発されるのではないかという懸念もありますが、感染症法上の分類により、制限を加えることに対する根拠がなくなったことにつきまして、改めてご理解下さいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これらの対応につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、特別措置などにより変更が生じる可能性はあると思います。

【担当】荒川区第三中学校 副校長 安田 博史

TEL:03-3801-5801